

命の重さを受け止めて

浪波詠弘

遺族の思い

仙台、福島の各地で計15件発生した東日本大震災の主要な津波被害では、行政や企業の責任が問われた一方、遺族の思いが裁判で実現されず、もどかしさを導いたケースも多かった。青森に何かがあるのか、津波のほか、数回事故など多くの犠牲者遺族を調査し、事件・事故の紛争解決や人事関係の在り方を研究する愛媛大法文学部の小佐井良太教授に聞いた。

（聞き手は浪波詠弘・栗崎三敬、随報稿）

▼真相解明に壁

「一連の訴訟では、司法に不信を募らせる被害者の遺族が多かった」

「複数の遺族は検察による捜査で被害の真相について十分な回答が得られなかった。被害者や被災者」

たとえ考えられる。大きな組織ならある程度、訴訟を弁護士に任せられるが、遺族が裁判を闘い続ける心身の負担は重い。審理が進み、真相が明らかにならないと悟って諦めを拒く遺族もいた」

「裁判所や法務関係者の間には、（原告らが）罪状や因果防止などを求める事案では、双方が歩み寄って和解に至るのが紛争の実態に即した現実らしい解決などの価値観もあり、訴訟指揮に影響した可能性がある」

▼限界の認識を

「司法の機能と遺族の感情の間隔りが明らかにになった。溝を埋めるためには、遺族が裁判の限界を認識しながら達成感を得られる形

で裁判を利用できるかが肝心。裁判は半ば強制的に相手と協議の場に着かざるを得ない。心打ち合いをうけ、結果の晴々や悔悟を過し、おのずと変わる。結果を問わずで判断を下すのはもちろん、失われた命の重さを正面から受け止めるべきだ。裁判官の言葉の端々や悔悟を過し、おのずと変わる。結果を問わず

遺族の一定の納得感につながるだろう」

▼根強い忌避感

「根拠した遺族の世代が正しく理解されず、一部では訴訟中價も飛び交った」

「日本は歴史的にも自然災害で多くの命が失われてきた。命を失った遺族は、賠償する金額賠償の考え方は近代法の原則だが、社会には被害から被害に連鎖する被害者への連鎖反応がある。根拠には災害による犠牲を仕方ないとする発想や「つらいのはあなただけではない」という言葉を強いる周囲圧力があるとみられる」

「相手は行政や企業、学校などさまざまで、権限された課目は多岐にわたる。防げたはずの犠牲をなくすために何をすべきか、何をすべきか。社会全体が遺族の関心に応じ、考えるべきだ」

愛媛大法文学部教授

小佐井 良太さんに聞く



こさい・りょうた 九大大学法文学部研究科博士課程修了。久留米大非常勤講師、愛媛大法文学部准教授を経て2017年から現職。専門は法社会学。著書5冊。49歳。